## 神戸市立工業高等専門学校科目等履修生規則

2023年4月1日 規則第150号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則(2023年4月学則第1号。以下「学則」という。)第48条第3項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

- 第2条 科目等履修生として入学の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者 とする。
  - (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 神戸市立工業高等専門学校(以下「本校」という。)において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 専攻科の科目等履修生として入学の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 高等専門学校を卒業した者
  - (2) 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
  - (3) 神戸研究学園都市の単位互換制度への加盟大学の学生

(出願手続)

- 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学選抜料を添えて、校長に申請しなければならない。
  - (1) 科目等履修生入学願書
  - (2) 履歴書
  - (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
  - (4) 健康診断書
  - (5) 勤務先所属長の承諾書又は依頼書(現に職を有している者に限る。) (入学許可)
- 第4条 校長は、前条の規定により入学を志願する者について、面接試験その他の方法による選抜を行い入学を許可する。

(入学日)

第5条 科目等履修生は、学則第5条第1項に規定する前期又は後期の初日に入学する。ただし、校長が教育上支障がないと認めるときは、この限りではない。

(履修期間)

- 第6条 履修期間は、1年以内とする。ただし、科目等履修生の申請により、校長が必要 と認めるときは、1年を超えない範囲で履修期間を延長することができる。
- 2 前項ただし書きの規定による履修期間の延長の申請は、当初許可された履修期間が満

了するまでに行わなければならない。

3 前2項の規定による履修期間の延長については、入学選抜料及び入学金を徴収しない。

(履修科目)

第7条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、実験及び実習を除く授業科目 とする。ただし、校長が教育上必要と認めるときは、この限りではない。

(単位の認定)

第8条 履修した授業科目の単位の認定は、試験の成績及び授業における評価により行う。

(単位修得証明書)

第9条 校長は、科目等履修生の申請により、履修し、単位を修得した授業科目について 単位修得証明書(単位を修得できなかった場合は、履修証明書)を交付することがで きる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関して必要な事項については、校 長が定める。

(效廃)

第11条 この規則の改廃については、神戸市立工業高等専門学校入試委員会で協議する。 附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。